

様式第 3 号(第 9 条関係)

会 議 結 果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附 属 機 関 等 の 名 称	令和 5 (2023)年度第 2 回みよし市障がい者福祉計画審議会		
開 催 日 時	令和 5 (2023)年 11 月 6 日 (月) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで		
開 催 場 所	市役所 3 階 研修室 4 ・ 5		
出 席 者	(会長) 浅野 俊夫 (学識経験者) (副会長) 阪田 征彦 (学識経験者) (委員) 加藤 貴利 (民生児童委員代表)、端谷 毅 (医療関係者)、加藤 芳文 (医療関係者)、熊谷 かの子 (障がい福祉団体)、久野 知英 (障がい福祉団体)、小野田 朗 (障がい福祉団体)、前澤 晏 (障がい者団体)、岸野 佳江 (障がい者団体)、畠中 菊代 (障がい者団体)、西條 かすみ (教育関係者)、畑中 丈彦 (教育関係者)、渡邊 祥子 (教育関係者)、林 晴子 (教育関係者)、金田 光 (関係行政機関)、杉原 孝子 (関係行政機関)		
次 回 開 催 予 定 日	令和 6 (2024)年 2 月		
問 合 せ 先	福祉部 福祉課 担当者 清水、立石 電 話 0 5 6 1－3 2－8 0 1 0 (直通) ファクシミリ 0 5 6 1－3 4－3 3 8 8 e-mail fukushi@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下 欄 に 掲 載 す る も の	議事録全文	要約した理由	
審 議 経 過	別紙のとおり		

令和 5 (2023) 年度第 2 回みよし市障がい者福祉計画審議会 会議録

日 時 令和 5 (2023) 年 11 月 6 日 (月)

午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

場 所 みよし市役所 3 階 研修室 4 ・ 5

1 あいさつ

福祉部次長兼課長	定刻になりましたので、ただいまから令和 5 年度第 2 回みよし市障がい者福祉計画審議会を開催いたします。 開会にあたり「礼」の交換をしたいと存じます。恐れ入りますが御起立をお願いします。 ー 礼 ー 御着席ください。 本日の会議は一般公開されておりますので、御承知ください。なお、みよし市障がい者福祉計画策定業務委託の受注者である株式会社サーベイリサーチセンターの担当者が同席しておりますので、御承知ください。 はじめに、浅野会長から御挨拶をいただきます。
浅野会長	愛知大学名誉教授の浅野です。お忙しいところ、ありがとうございます。 先回の会合で合理的配慮についてもっと具体的なことを知りたいという声があり、内閣府が資料を出しているので、委員に配布してもらうように伝えました。御心配な方もいると思いますが、パンフレットにケーススタディ集の QR コードから調べられるようになっていきますので、参考にしていただければと思います。 本日もよろしくお願いいいたします。

2 議題

(1) みよし市障がい者福祉計画の素案について

福祉部次長兼課長	それでは、議事に移らせていただきます。進行につきましては、みよし市障がい者福祉計画審議会要綱第 5 条第 1 項の規定により、会長が議長をつとめることになっておりますので、浅野会長にお願いいたします。 浅野会長よろしくお願いたします。
浅野会長	それでは、議題に入ります前に、会議の成立の報告をします。 本日の出席委員は 17 人で、審議会定数の 2 分の 1 以上の出席ですので、要綱第 5 条第 2 項の規定により、本会議は成立しますので報告します。 なお、午後 3 時には会議を終了したいと考えておりますので、円滑な進行に御協力をお願いします。 それでは、議題 (1) 「障がい者福祉に関するアンケート調査の報告」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは議題 1 の「みよし市障がい者福祉計画の素案について」資料 No. 1 を御覧ください。 この素案ですが、まず、年号の記載について、市の文章記載の規定上、和暦と西暦を併記させていただいております。ただし、計画にある表の中については、和暦のみの記載としておりますので、御承知おきください。 また、第 6 章以降の令和 5 年度実績につきましては、最終的には令和 5 年 1 2 月の実績値を記載する予定ですが、パブリックコメント時は最新値とし

	て令和5年10月の実績値を記載する予定でいます。 本日の審議会では、この素案についての御意見をいただき、いただいた意見を基に修正を加えてパブリックコメントを募集する予定です。素案については、先日実施しました関係団体ヒアリングや関係者ワークショップで出された意見についても反映させていただいており、特に推進すべき項目には【重点】の文言を記載しています。 以上で、素案全体についての説明を終わります。
浅野会長	ありがとうございます。委員の方々から御意見ございませんか。 では私から。7ページの4番で、国等における障がい福祉に関する近年の動向ですが、8ページのところに書いてあるのは令和4年までの国のことしか書いていないので、ここに令和6年、2024年に障害者差別解消法で合理的配慮の提供が事業者にも義務化されるというのを書いておいたほうがよいかと。 合理的配慮で大事なものは、障がいのある人、支援が必要な人に一律に支援するのではなくて、それぞれのニーズに総合的に対応できるように、場合によっては優先順位をつけてでもその人が一番大事だと思っている部分を支援するというような考え方。一人ひとりの障がい者がハッピーに暮らせるような支援が重要なのです。そのためには本人のニーズがきちんと吸い上げられて、ニーズも支援側にも限界があるので、この限界の中でどれを優先していくかとかということも含めて、ちゃんと話し合いの場を設けるといのが、ケーススタディを見るとその方法が書いてあります。それを受けて、事業所の配慮の義務化も来年度なのです。来年から始まるので、この計画の開始期間と同じですから、これは入れておいてほしいと思います。 それから、ほかの章でも合理的配慮に関係するところに関しては、文言の追加をお願いしたいと思います。
端谷委員	これまでの流れでは、障害者差別解消法が改正されたのは令和3年で、事業者の合理的配慮は令和6年4月から義務化になるということで、令和3年に施行の言葉を入れて、合理的配慮が義務化されるのは令和6年度からと書くのか、一番下に令和6年度から義務化されましたみたいに書いたらいいのではないのでしょうか。
事務局	他の法律でも、改正されてからしばらくして施行されることはよくあり、改正と施行を他の法律でも併記してしまうと記載量が多くなってしまうので、例えば改正年度に記載することで統一し、今回なら事業所の合理的配慮の提供義務化は令和6年から開始になります、といった記載とするなど、統一させていただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。
浅野会長	国の動向はこの8ページを見るだろうから、この表の一番下のところに載っていれば、事業所の方々も周りにも言いやすいだろうし、仲間内の話もしやすいだろうと思います。このことは先回の審議会で皆さんから意見が出たことで、事業所の方々が一番気にしているところなのだから、この審議会ではそこを重視したいということをお願いしたいと思います。
畑中委員	今の7ページ、8ページの国の動きのところ、1つ目の差別解消法については、他の法律も施行日で統一されていますので、令和6年4月1日施行と書けばいいのかなと思いました。もともとの障害者差別解消法も平成25年に制定されていますが、施行は28年4月1日でしたので、施行日でそろえられるといいというように思っています。 もう一つ、みよし市は、「障害」の「害」の字を平仮名で表記するというのは、恐らく条例か何かで定められているのかと思いますが、ここに上がって

	いる国の法律などの「害」の表記は、平成２５年に書いてあるような漢字表記でないと、法律名なのでちょっとまずいのではないかと思いますので、統一されたほうがよいかと。みよし市がつくっているものと、国が定めているものはきちんと分けられたほうがよいかと思いました。
浅野会長	審議会でも、国の法律名は変えないで漢字を使うと、法律の名前のままにするということで進めてきたと思います。
事務局	そのようにさせていただきます。
浅野会長	他に意見はございませんか。では次に、３章から４章について、事務局から説明をお願いします。
事務局	第３章は、障がい者計画の基本的な考え方として、中・長期的な計画であること、障がい者基本法の理念の引用、みよし市福祉・医療・介護長期構想との関連、計画の基本理念及びSDGｓの視点を踏まえた計画の推進について記載し、基本目標と施策の体系化と続きます。基本目標は、基本理念を基に、本市として大事にしたい視点を、施策項目は、国の指針で示された項目のうち、本市の現状に合わせた内容を、施策の方向性は、施策項目を踏まえて本市が取り組むべき内容を、そしてこれの下に本市の障がい者福祉施策や事業を実施しているという体系とさせていただきます。 第４章基本計画は、各施策の方向性の基本方針に基づき、現状と課題の分析、ヒアリングやワークショップの意見から、施策の方向性にある内容の１つひとつを具体的な施策や事業に置き換え、今後取り組むべき内容を示しています。 中でも、２４ページにある【新規の取組】では、これまで本市で実施できていなかった内容に取り組むためのスケジュールを記載してあります。他に、３１、３６ページに該当があります。２４ページの成年後見制度の利用促進【重点】とあるのは、昨年度実施し、皆さまにも御審議いただいた障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査の分析結果から課題として挙がってきた内容で、これに関しては今後６年間で力を入れて取り組むべき内容となっています。他に２６、２７、３０、３２ページに該当があります。また、３１ページ（２）重度障がい者の支援体制整備【新規】とあるのは、現計画ではなかった施策の方向性として新しく記載したものです。他に３６ページに該当があります。 今回、皆さまから御意見をいただきたいのは、第３章の基本的な考え方に盛り込んだほうがよい視点や疑問点等、また、第４章では、各方向性の基本方針や現状と課題を踏まえて取組内容として追加、修正すべき項目、疑問点等あれば御意見をいただきたいと思います。
浅野会長	委員の方々から御意見はありますか。
渡邊委員	２８、２９ページですけれども、障がいの早期発見、早期対応の充実、強化というところで、基本方針としては非常に重要だと思いますけれども、２９ページの乳幼児健診、健康診査の実施、「乳幼児健康診査での障がいの早期発見に努めます」とあります。私は乳幼児を見ていまして、３５ページでも障がい児の支援体制の充実のところで、保育士、幼稚園教諭等研修、勉強会の開催、研修を開催しますと、今まではそういう表現で済んだかもしないですが、例えば、早期発見をした後のその子と保護者に対する組織化がなっているかどうか、これがないと、結局早期発見をしてもらって、保護者が悩んでいる。そして、相談に回されて走り回っているというのが現状ではないかと思うのです。だから、強化というよりも、その発見だけで何となく終わっているような現状を感じます。

	また、私たちは何十年と研修を重ねてきましたが、そろそろセミプロをつくりませんか。ある程度研修だけすれば成り立つと思うのは、もう裏切られまくっています。本当に各保育園も幼稚園も、ある程度の経験で任せられる人たちがみよしには何人いるのか、そういうことがないと、もうずっとその辺を回っているような気がします。 それから、これは私も原点に戻ってなんですが、みよし市が実施することだから、ふたばとよつばだけがやることなのか。今はもう保育園も民間が5園になりました。民間が入っているのか入っちゃいけないのかも全く分からない。だから、計画への書き方も保育園等、新入学児童の情報の引継ぎ、保育園等という中には幼稚園、こども園があると思うんですが、その下は保幼小連絡会というのは、やっぱりここだけが幼稚園が入るんだ、上は入らないんだというふうに誤解している。精神的に、やっぱりどっちも入るんだったらそういう表記もしてほしいし、我々民間が何となく入っちゃいけない分野なのか思ってしまう。いや、一緒にこのみよしのこどもたちを見ていきましようよという気持ちでいるつもりです。その辺の表記の仕方、誤解のないようにしてほしいし、次の段階に入って、本当にこれだけ研修ばかり毎年やっているわけには、みんな順番で1回研修しました、で終わっているような、もっとサポート講座のような、1つのテーマでずっと育つようなものがないと、こういう表記、もう私はうんざりしているのです。みんな受けました。だけど、実際のこどもに向かったときにできないというのが一番の、私は、表記の中でも、それから、考え方の根本に、現場からの一番の要望です。 それから、合理的配慮の提供というのは、行政はできているとおっしゃるけど、保育園、幼稚園から肢体の子供が小学校に入るときに非常にまだ苦労しています。うちなんかは誤解して、どこが悪いわけじゃないですけど、学校教育課と話しているうちに誤解をして、自分で看護師を探さなきゃいけないと思って必死に探して、でも、お話を伺うと、それは学校教育課が探しますとおっしゃった。でも、もうそのときには契約をしていた。だから、今回のケースは学校教育課のほうが、じゃ、その方を選定しましょうということになりましたけれども、何となくこの辺に合理的配慮の提供が十分行き渡っていないような、保護者はもう自分で探さなきゃいけない。地域の小学校に入りたい。知的にはいい。そして、幼稚園で実際そういうのがやれている。運動会も出ています。だけど、学校に入ると、足が動かないともう体操は駄目ですというふうに言われる。これ、合理的配慮の提供に疑問はないのでしょうか。 ある程度、幼稚園、保育園で実践したことが、小学校の1年生ぐらいには何となく、こどもが納得するまではある程度配慮する必要じゃないか、そういう点の意識の転換をしていってほしいなと思います。本当に事業所に行く前に、我々行政もちゃんとそこが当たり前のように、もう保護者は完全にどきどきしながら、入れるのでしょうかどうでしょうかという不安がありますので、そういう現状も踏まえて、幼稚園から小学校に入るときが一番大きなハードルですので、ぜひこの合理的配慮、徹底を市でもやってほしいと思いますし、民間とも一緒になっていく時代ではないかと思います。だから、ふたばとよつばだけに限定している書き方、もしも民間が入れば、ここにきちんと書いていただけるのかどうか。やっぱり本当にこのみよし市の中でやろうと、そういうところも配慮した文言が必要ではないかと思います。
阪田	先ほどの合理的配慮の話ですけど、そもそも障がい者の権利条約を日本が

副会長	批准してからいろんな法律が変わってきたんですね。虐待もそうですし、差別解消法もそうだと思います。その中で出てきたキーワードが合理的配慮という話ですけど、僕は、時代が変わってきて、より個人を尊重するためには、本人主体ということを基準に考えなければいけない時代になってきたものですから、その部分をちょっと文言とか、何か表記の仕方とかでも入れていくとより分かりやすいかなとは思っていて、あとは、さきほど渡邊委員もおっしゃったように、充実しますだけじゃいけないと思っていて、研修をやりますでもいいけないと思うので、これは研修で何を目的にして、どういうことを学ぶかというところをもっと具体的にしようと思うと、その目的をしっかりとするためには、研修の評価をどうしていくかということがすごく大事なんですね。そうすると、いろんな協議体があると思うんですが、評価機能をどう置くかということが今後非常に重要になってくると思っています。 あと、法人後見もみよし市もやられるということで、これは必須だと思って、共生社会を進めていこうと思うと、本人主体で考えていこうと思うと、本人の権利をしっかりと保障できる仕組みがないと絶対だめなんですよ。どうしても事業所本位になってしまうというか。自分も事業所を運営してましてよく分かりますけれども、現場でいると、どうしても職員がいらないからできないといった理由をつけるということがあるんですね。でも、それは仕方ないにしても、でも、それじゃいかんということを、こういう計画とか仕組みづくりをする上で、事あるごとに言っていくというような仕組み、それが地域包括支援システムだと思っていて、だからこそ1人ではできないし、事業所だけでもできないし、いろんなところへ、横とつながってやっていく話になってくると思っています。それをやっていかないと、ちょっと今の日本の社会は成り立たなくなってくるということにもつながる話です。だから、SDGsというのが言葉が今出てきて、一応ゴールも決めていますよね、2030年というゴールを決めていますので、それまでにやらなきゃいけない。でも、それが終わってからもまだまだどんどん時代は変わってくるのですから、また新たな仕組みをつくり続けていかなければいけないと思いますので、その基軸になるものが障がいという計画だと思いますので、その辺のところはちょっと鑑みながらやっていただければすごくありがたいと思います。以上です。
浅野会長	事業所間もいろいろ連携をし出したし、親の会、例えば自閉症なんかは結構親の会が全国的な組織になっていたり、行政よりも先に親のほうが優れている人がたくさんいるので、外国の資料をどんどん取り寄せて勉強するところがあると思います。そして、どんどん新しい親と子が出てくるわけですから、それを取り込んでいく、特にもっと効率よく、できるだけ早く対応できるような、そういう親の会の支援とか親の会が勉強する。そこをぜひ行政のほうの支援、あるいは事業所、親のほうもできるだけ組織をつくって連携していくと、それを行政も支えていくというような対応をすれば効率がすごくよくなると思うので、支援が来るのを待つんじゃなくて、できるだけニーズを抱えている者が集まって、そのニーズを、声を大きくしていくというのがこれからは必要なフェーズになってきたんだということだと思うので、障がい者たちが声を上げやすいようにする、そういう行政的支援が必要かと思います。 結構、この素案を読むと盛り込まれてはいます。だから、実際に一番大事なのは、それこそ委員それぞれの現場でもっと声を上げて、障がい者のほうが、やっぱりそういうニーズがある者が集まって声を上げていくこと、それ

	で、それに国が対応していくということをもっとやらないといけないんだなというふうに思いますので、ぜひ委員の方々も今回の計画で、国も後押ししてくれるような雰囲気になってきていますから、ぜひ声を上げるということがこの素案にも分かるようにしてほしいですね。一人ひとりの声を聞くと書いてはあるんですよ。でも、どうやってというのがあるので、何を促進したらいいかというのを少し行政が考えないといけないのかもしれない。 ほかに、この中で御意見ありませんか。
岸野委員	3点ほどお伺いしたいことがあります。 25ページ(3)情報アクセシビリティ向上・意思疎通支援の充実のところの具体的な取組、障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるよう、情報アクセシビリティ向上に向けて検討しますというところの手段を選択というところで、自分の中でイメージできるものが浮かばなかったものですから、もしかして具体的に候補に考えていらっしゃるものがあったら教えていただきたいなということが、まず1つ。次に27ページ、(3)防災・防犯対策の推進というところ、取組内容の表の中、一番下の欄のところですが、災害時の避難に関するシミュレーションの実施が実績値として令和4年度に1回となっているので、どのような取組をされたのか教えていただきたいなというところと、39ページ、7、社会参加の項目ですが、(1)スポーツ・芸術文化活動の参加の促進というところで、参加って何なのかなと思うんですが、取組内容の1番に掲げてあることは、スポーツ課、生涯学習推進課等で企画をしていただいたところに本人たちが参加するというような内容だと理解いたしました。障がいのある人の作品展の開催というところで、そういう方々の発表の場をいただくということだと理解しました。私がちょっとお願いしたいと思ったのは、自主的に活動している障がい者のグループというのも少なからずあると思うんですが、そちらの支援という視点がちょっとないのが残念だと思いましたので、もうできて、もしくはこれからつくろうとしていらっしゃる本人たちが参加しているグループへの支援についても盛り込んでいただけるとありがたいと思いました。以上3点、よろしくお願いします。
事務局	まず25ページの情報アクセシビリティの点ですね。こちらは、令和4年度に施行した法律に基づいて、この点についても取組を進める必要があるということで記載させていただいております。障がいの種類、程度に応じた手段を選択できるというふうなところで、この障がい者による情報の取得、意思疎通推進に関する法律の基本理念のところに、障がいの種類、程度に応じた手段を選択できるようにするという記載がありまして、そちらのほうを引用させていただいたんですが、具体的には、情報取得をするための機器や、あとは障がいのある方だけでなく、介護者への情報提供、入所するための支援など具体的なことを法のほうでも基本的施策として取り上げおりました、非常に抽象的にはなってしまうのですが、そういった部分を市レベルとしても具体的に考えていく必要があるということで、記載だけさせていただいています。今はまだ具体的にこういった手段については担当としてイメージできているわけではなく、また何かあれば御意見いただきたいと思います。 続きまして、防災・防犯対策について。実は令和4年度に、実際に大規模災害を想定したシミュレーションを行って、自治区や各機関等で何ができるのか、どういった協力が必要なのか、どういった準備をしておくべきなのかということを明確にするという目的で、みよし市障がい者自立支援協議会の

	医療的ケアの必要な子の地域生活を考える部会で取り組もうとしたんですが、実施しようとしていた矢先にそのお子さんが亡くなられてしまって、計画までは立てて、いざ実施というふうな段階まで行ったんですが、そのシミュレーションまでは行われませんでした。今年度につきましては、実際に自宅から体育館まで避難をするというようなシミュレーションの活動をやっております、実際何が足らなくて、何が不便でとかというふうなことの確認ができているんですが、そういった取組を一人ひとり重ねていくということで、また、今年度は保健所が企画された医療的ケアの必要なお子さんのための支援計画策定のプロジェクトにも本市の職員は参加しておりますので、医療的ケアが必要なお子さんというのは市内に少ないんですが、そういったお子さんたちの災害時の支援について一つひとつシミュレーションを重ねることで、そのお子さんたちも安心して暮らせるみよし市になっていくと思います。そういった活動を通じて、ほかの障がいのある方等についても災害時の対応を見直していくというふうなことで、具体的な実施回数として上げさせていただいているということになっております。 39ページのスポーツ・芸術文化活動の参加の促進ということで、今現在活動されている方だけではなくて、そういった活動に参加しやすくするような支援というか、そういったことも計画として盛り込まれたらどうかというふうな御意見だったかと思いますが、その辺をどのような記載にするかということをやっと関係各課と協議しながら、できる限り記載していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
浅野会長	災害時の問題というのは、ここの問題というよりももっと大きな問題、防災は防災の審議会があるでしょう。そちらのほうの関係かと思うんですけど、みよし市は障がい者の対応できる避難所として、一般の避難所じゃなくてそれぞれの障がいのケアができるところに避難所指定するというのが結構できていますよね。ところが、受入れ側のほうに準備するための設備とかいろいろ予算的な支援をしているかどうかが問題ですよ。避難所というのは結構、衛生面を考えたり、いろいろ対応しているんですよ。上から連絡が来やすいように、孤立しないようにということで、いろいろ通信網の整備とか必要なんで、そういう整備がちゃんと防災審議会のほうで、その避難所として指定したところにはそれなりの整備をしていくということは、今度は防災計画のほうの責任だと思うので、ぜひそちらにも声を上げておいてほしいと思います。
事務局	先ほどの医療的ケア児のシミュレーションの話ですが、その取組につきましては、防災安全課の職員も一緒に参加しております、防災担当課としても何が足りないとか、こういったところが課題だということも、直接参加していただくことで具体的に確認、把握するようにしております。 あわせて、災害時の個別避難計画の作成等につきましても、防災安全課と協調しながら進めていくことで、ワークショップも今年開催したんですが、開催の助言等を防災安全課からもらったり、先ほどお話のあった福祉避難所についても、その法人側からの申出もありまして、実際、防災安全課のほうからこういったことを求められているか、こういったことを期待しているということを法人側に向けてお話の機会を設けるよう意見をいただきましたので、防災安全課と調整をして、福祉避難所の方々と防災安全課の協議の場を今年度中に設けたいなと考えております。そういった取組も含め、決して福祉分野だけで進める話ではないということを事あるごとに防災担当にも伝えており、また、この計画の審議会でもそのような御意見があったということ

	は担当課にもお伝えさせていただきたいと思います。
浅野会長	スポーツ・芸術関係のほうの39ページでしたか、意見ですけれども、アジア大会って、パラもやるんですしたか。今名古屋で会場の建築がかなり進んできているんだけど、瑞穂球技場のところが整備されていて、アジア大会の準備が進んでいると思うけど、まさにパラリンピックで国民の意識も変わってきていると思いますので、まずはその障がいのある方のスポーツの促進については当然、この中部地区でも議論が出てきていると思うので、その辺の支援みたいなことは一言ぐらいあってもいいような気がするんだけどね。
阪田副会長	岸野委員が言われていた社会参加のスポーツ、芸術の参加促進のところで、みよしにも自主グループがあるのだから、その活動を何かサポートできるような仕組みみたいな話をされていました。例えば、支援するに当たっても実際、どれだけのところがなにをやっているのかを把握しないといけないと思うので、もし言うていただければ、自立支援協議会や、社協さんがやっている取組もあるので、そこに問題提起して進めていけばいいかと思って聞いていました。あと、カテゴリーは社会参加とあるけど、重層的体制整備ではそれが最も重要で、今までみたいな縦割りじゃなくて、横串を刺していかないかんのだから、そこでキーになるワードが、参加支援事業なんですね。だから、そこともリンクしていくとすごくいいと思って聞いていました。
西條委員	34、35ページの5の療育・教育のところですけども、もう少し後で児童発達支援センターのことについてはお伺いしたいと思っておりましたが、療育が出てきたときには切り離せないと思ひまして、ここで少し意見をさせていただきます。 みよし市もようやく児童発達支援センターが設置されようとしているということをお大変うれしく思っております。ですので、ここの部分で児童発達支援センターという文言をもう少し前面に打ち出すのがいいんじゃないかと思いました。具体的に言いますと、先ほど渡邊委員からふたば、よつばという話もありましたが、今まで市内の療育の中心となってきたふたば、よつばという言葉から、児童発達支援センターを中心とした療育体制の整備とか、例えばそうシフトしていくのであれば、そう記載するのがとても分かりやすいということをお思ひました。中核を担うのがふたば、よつばであるのは変わらないかと思うので、御検討いただければと思います。理想でいうと、基本方針に名前が入っているのが一番いいと思いますが、それが難しければ、35ページの具体的な取組の4つ目の「・」のところ、そこに名前が挙がってもいいと思います。
事務局	児童発達支援センターについては、現障がい児福祉計画で、令和5年度中に児童発達支援センターを各市町に1か所設置するようにという方向性が国から示されておりましたので、本市でも1か所設置を目指すよう記載させていただきましたが、このことは官民間問わずで、令和5年度末までに市内に児童発達支援センターを設置する計画が、令和5年度中の達成は困難であり、次期の障がい児福祉計画で検討を継続していくということになっています。現在、市としてはふたば、よつばを中心に療育体制を整備していくということになりますので、こういった記載になっています。令和5年度末までに児童発達支援センターができる見込みはないということになります。 民間でも、渡邊委員の法人さんで以前、検討されていたということもあり、計画の目標は市内に設置されているということですので、現計画では令和5年度末までには1か所あることが望ましいと思って記載しましたが、官民ともに設置がされていないのが現状です。

渡邊委員	計画は市の施設だけを中心に書いていらっしゃると思いますが、対象の子たちは民間側でも一緒です。私どもは児童発達支援センターを令和6年10月には造りたいと思っています。その場合は、計画には反映されないのでしょうか。
事務局	別で重症心身障がい児者の放課後等デイサービスなど、そこでも市町村内に1か所設置という国の指針が示されていますが、例えばNPO法人さんが重症心身の方の放課後等デイをやってくださっていることもあって、市内に1か所設置と記載させていただいております。よって、民間の事業所さんが1か所、設置・運営しているのであれば、市としては記載させています。
渡邊委員	そうすると、保育所等訪問も民間でやっています。これは15人ばかりじゃなくて、結構多いんですよね。それはこの統計には入っていませんか。
事務局	35ページの保育園等訪問相談事業は、制度としての保育所等訪問相談ではなく、市の事業のことを記載しています。分かりにくくて恐縮です。保育所等訪問は、渡邊委員の法人さんはじめ複数が展開していますので、後の障がい児福祉計画部分で記載しています。
渡邊委員	混乱しやすかったです。後半に出てくるところには入っているのかどうかと思いながら見ていました。
西條委員	私がイメージする児童発達支援センターと児童支援事業とは少し違うのではないかと思います。支援事業は今もいろんなところで同時進行でやられていらっしゃると思いますが、今回設置されるのはセンターなので、いろんなもののハブ的な役割を行うものというイメージですが、やはりそこがいろんなところ、今は福祉課でいろんな人を、センターがなくても一生懸命まとめてやられている部分を、センターができれば一括してやるようになる機能ができるんだろうというイメージですが、イメージとしては合っていますか。
事務局	おっしゃるとおりです。
西條委員	近い将来、設置されることを期待しております。
浅野会長	名前は仮称をつけるなどして、設置を予定しているということを記載すればいいんじゃないですか。
事務局	児童発達支援センターにつきましては、現在、市として公共施設の見直しをしている最中です。その中で、児童発達支援センターの建設についても、計画として担当からは説明させていただいているんですが、まずは今ある市の施設の整理が必要ということで、ストップしているような状態です。 その方向性が出てからじゃないと計画にも記載しにくいところがあって、このような療育体制の整備という表現で記載させていただいております。ただ、保育課や福祉課でも、児童発達支援センターについては計画に記載が必要だとは考えており、整備についてはいろいろと調整しながら進めていきますので、少し御考慮いただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。
久野委員	公共施設の整理というのが終わらないと、児童発達支援センターの話には進んでいけないという意味ですか。
事務局	施設マネジメント推進室という部署で整理を進めています。様々な問題があり、令和7年までかけて整理していくという方向です。
久野委員	そうすると、児童発達支援センターの話もその先になるわけですか。
事務局	そうなります。より良いものを計画したいと考えています。
渡邊委員	今、よつばさんでやっていらっしゃることも、児童発達支援センターが整備されていなかったとしても、しっかりと市を支える機能の一つなんですから、それはそれで実施しながら、それが設備などが大きくなるとやる範囲も

	大きくなるかもしれませんが、今、やっていることももっとしっかりと出していたほうが分かりやすいと思いますし、市民のために実施しているという記載が必要だと思います。
事務局	市としても積極的にPRしていかなければいけないと思うのと同時に、先ほど渡邊委員から御指摘があったのは、民間についてもどういった計画を立てているか知っているのかという問題提起でもあったかと思います。そういったところも、副会長からお話がありましたように、やはり市一丸となって進めていくことが必要だと思います。官民一丸となって進めていくことと思いますので、これまで以上に密にコミュニケーションを取りながら、市にとってどういった体制がより市民の生活向上につながるかということと共に考えていただけるとありがたいことを今日、ここで共有させていただいたと思いますので、そういったことについても計画策定までには文章化していきたいと考えています。
小野田委員	31ページで、取組内容の暮らし・はたらく相談センターの相談、活動の実績値、目標値が3,500、4,000ですが、かなり大きい数字ですけど、このカウント方法、例えば電話1本で1件というようなカウントでしょうか。これは障がいだけじゃなくて、困窮、後見も含めた数値だと思うんですが、そうでしょうか。 30ページの・2つ目が、暮らし・はたらく相談センターは障がいを中心という表現をしているものですから、これは困窮、後見も含めているような数値、数字的に、というようなことを付け足していただいたほうがいいかと思いました。
事務局	小野田委員がおっしゃるように、暮らし・はたらく相談センターには障がいのある方の相談支援だけではなくて、就労支援、また、生活困窮者の相談支援と就労支援、あわせて、成年後見支援といったみよし市社会福祉協議会に委託させていただいている事業、結構な職員が暮らし・はたらく相談センターに勤務しているのですが、こちらに記載させていただいている件数につきましては、障がいのある方の相談支援だけの件数となっております。また、生活困窮、成年後見支援に関しては別で相談件数をカウントしておりますので、こちらの3,500件につきましては、暮らし・はたらく相談センターの障がい者の相談支援事業で受けた件数ということになっております。電話1回でも1件の相談とカウントしております。少し分かりづらい表現になっていると思いますので、相談を受け付けているのは暮らし・はたらく相談センターですが、障がい者の相談支援実績というふうなことで、何か分かるような書き方にしておきたいと思います。
浅野会長	時間もありませんので、次に第5章～第8章までのポイントを事務局から説明をお願いします。
事務局	第5章は、42、43ページで障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な考え方として、計画の趣旨を記載しています。ここでは、他に盛り込んだほうがよい視点等を御意見いただきたいと思います。 第6章は、45ページから69ページまでで現計画の達成状況のほか、成果目標の設定として、国の動向の中で次期の計画で取り組むべき、と国が示した内容を取り上げています。障がい福祉サービス等の見込量と、それを確保するための方策も記載し、この確保策は障がい者計画の施策の方向性の具体的な取組等から引用しています。追加、修正した方がよい部分があれば御意見をいただきたいと思います。また、数値的な見込の疑問点や妥当性についても、御意見いただければと思います。

	7章では、障がい児福祉計画で取り上げる内容として、障がい児支援の提供体制の整備等について、また、障がい児支援の見込み量と確保策について記載しています。71から77ページまでです。あわせて御意見いただければと思います。 第8章では、計画の推進に当たって、進行管理組織の設置、協働による計画の推進、計画の評価、点検について述べさせていただいています。進行管理組織としては、この計画審議会を考慮しており、これまでどおり年に1回、審議会を開催して、各年度の計画進行状況の確認ができればと考えています。また、協働による計画の推進としては、本市に置かれましたみよし市障がい者自立支援協議会を中心に現状と課題の分析を行い、計画の推進のための事業や取組を共に考えていくようにさせていただいています。計画の評価、点検については、PDCA サイクルの視点で、計画の点検、評価を行っていくことを述べています。 第8章でも、現在の国の動向等踏まえて盛り込んだほうがいい視点等、御意見をいただければと思います。
熊谷委員	60ページの居住系サービスのところの共同生活援助のグループホームの内容のところですが、今、日中支援型もできているので、記載内容を合わせたほうがいいように思います。
事務局	内容を日中支援型も考慮した記載にさせていただきます。ありがとうございます。
阪田副会長	計画に、自立支援協議会と共にとあるので、しっかり取り組んでいきたいと思います。
浅野会長	他にも意見があるかもしれませんが、あとは直接、事務局にお願いします。計画内の文章表現等、軽微な修正につきましては、事務局で修正の上、作成するということで御理解いただきたく思います。事務局は、必要に応じて会長に相談していただければ結構です。

(2) パブリックコメントについて

事務局	「パブリックコメントについて」資料No.1を御覧ください。 このような形で、本計画について広く市民の方から御意見をいただきたいことを発信するとともに、市役所やサンネット、ホームページにて計画の素案を公表します。 パブリックコメントの募集期間は12月11日（月）から翌年1月11日（木）までとなっており、いただいた御意見は、計画の最終案作成の参考にさせていただきます。 以上で説明を終わります。
-----	--

(3) 計画策定に向けたスケジュールについて

事務局	次に「計画策定に向けたスケジュールについて」資料No.2を御覧ください。 冒頭でもお伝えしたとおり、本日の審議会でもいただいた素案に対する御意見を基に、素案に修正を加えてパブリックコメントを募集します。パブリックコメントを終えてから最終案を作成し、2月19日の第3回審議会に提出、必要に応じて最終案を修正し、会長から市長への答申を経て印刷を依頼し、令和6年4月に配布を予定しています。
浅野会長	みよし市障がい者福祉計画審議会の議題は以上で終了です。本日は、慎重

	に御審議頂きありがとうございました。これにて本日の議長職を終了させていただきます。
福祉部次 長兼課長	皆様、本日は長時間にわたりありがとうございました。いただきました意見を基に素案を修正させていただきました、12月にはパブリックコメントを実施してまいります。 以上を持ちまして、第2回みよし市障がい者福祉計画審議会を終了いたします。 一同、御起立をお願いします。 — 礼 — 委員の皆様には今後も大変お世話になりますが、何卒よろしくお願いいたします。